

令和2年4月20日

保護者 様

新潟市教育委員会

新型コロナウイルス感染症に対する緊急事態宣言を受けた休校園について（お知らせ）

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、4月16日、全都道府県に緊急事態宣言が発令されました。これを受け、本市においては、下記のように対応することとします。

保護者の皆様には趣旨をご理解いただき、新型コロナウイルス感染症の拡大予防のために、不要不急の外出を避けることにつきまして、ご協力くださいますようお願いいたします。

記

1 臨時休校園とする期間について

- ・4月23日（木）から5月10日（日）までとします。
- ・分散登校も含め、この期間の登校はしません。

2 学校での子どもの預かり等について

- ・幼稚園児、小学校1年生から3年生、特別支援学校・特別支援学級に通っているお子さんで、放課後児童クラブ及び放課後デイサービスを利用しておらず、自宅で過ごすことが困難なお子さんを、学校園で預かることとします。なお、休校中の給食はありません。
- ・時間は各校園の始業時刻から午後3時までとします。
- ・スクールバスは、登校日同様に運行します。
- ・放課後児童クラブを利用するお子さんは、午前は学校で教職員の見守りのもとで過ごし、昼食後、クラブに移動します。
- ・預かりを希望する方、放課後児童クラブを利用する方は、別紙「学校園預かり申込書」を各校園にご提出ください。なお、人との接触を極力減らすことが緊急事態宣言の趣旨の一つであることを踏まえ、見守ることができる大人や4年生以上の兄弟等が家庭にいる場合のご利用はご遠慮くださいますよう、ご協力をお願いします。

3 休校園中の学習について

各校で設定した課題を中心に学習を行ってください。なお、各校には、「新潟市 休校中における家庭学習の工夫について」を配付しています。

4 グラウンドの開放について

前回の臨時休業時と同様、「公園と同様の広い場所」と見なし、当該校園の子どもたちに開放します。学校の管理下ではありませんので、保護者の皆様の責任において使用してください。その際、行き帰りの交通安全に留意するとともに、帰宅後、手洗い、うがいを徹底してください。

学校園預かり申込書（小学校）

* この申込書は、次の方のみ、各学校にご提出ください。

○小学校 1 年生から 3 年生、特別支援学級に通っているお子さんで、放課後児童クラブ及び放課後デイサービスを利用しておらず、自宅で過ごすことが困難なお子さん（始業から午後 3 時まで）。

○放課後児童クラブに所属するお子さん（始業から昼食までは学校で過ごします。午後 1 時からクラブで過ごします）。

* 4 月 21 日（火）に各校へご提出ください。

* 預かりを希望する日に変更があった場合は、各校にご連絡ください。

○保護者氏名

○預かりを希望するお子さんの氏名と所属学級等

氏名	所属学級 等

* 所属には○才児、○年○組、○学級等をお書きください。

1 該当するものに○をつけてください。

- () 放課後児童クラブに所属しており、午前中は学校の預かりの子どもたちと一緒に過ごし、午後は放課後児童クラブを利用する。
- () 放課後児童クラブに所属しておらず、朝から午後 3 時まで学校の預かりを利用する。

2 預かりを希望する日に○をつけてください。

() 4 月 23 日（木）	() 4 月 24 日（金）	() 4 月 27 日（月）
() 4 月 28 日（火）	() 4 月 30 日（木）	() 5 月 1 日（金）
() 5 月 7 日（木）	() 5 月 8 日（金）	

※○を付けた期日を控えておいてください。

※変更が生じた場合、可能なら前日、遅くとも当日朝までに学校にご連絡ください。